

環境確保条例施行規則別表第 9

工場の区分		公害防止管理者の区分
環境確保条例別表 8 に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの（従業員 10 人以上のものに限る。）ならびに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設およびパルプ製造施設を有する工場		東京都 1 種 公害防止管 理者
1	非鉄金属第1次精錬精製業	
2	鉛再精錬または亜鉛第2次精錬業	
3	伸銅品またはメッキ鉄鋼線製造業	
4	鋳鋼、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄もしくは非鉄金属鋳物製造業または製鋼業	
5	有機質飼料または肥料製造業	
6	建設機械または鉱山機械製造業	
7	運送用車両または運送用車両部品製造業	
8	鋼船製造または修理業	
9	トラクター製造業	
10	亜鉛鉄板製造業	
11	石けんまたは合成洗剤製造業	
12	合板製造または薬品による木材処理業	
13	プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルムまたはプラスチック発泡製品製造業	
14	セメント製造業	
15	舗装材料製造業	
16	合金鉄または電気炉鋳造業	
17	鍛工品製造業	
18	圧縮ガスまたは液化ガス製造業	
19	界面活性剤製造業	
20	ソーダー製造業	
21	メタン誘導品製造業	
22	医薬品または農薬製造業	
23	産業用火薬類製造業	
24	染料もしくはその中間物、顔料または塗料製造業	
25	表面処理鋼材製造業	
26	コールタール製品製造、潤滑油およびグリス精製業	
環境確保条例別表 8 に掲げる工場で前項各号に規定するもの以外のもの		東京都 1 種 公害防止管 理者または 東京都 2 種 公害防止管 理者